

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年1月19日)

[件名]

- 火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正に関するパブリックコメントの実施について  
(環境立県推進課)・・・2
- 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る鳥取県環境管理事業センター臨時理事会の開催結果  
(循環型社会推進課)・・・4
- 鳥取県消費者教育推進計画改定(案)に係るパブリックコメントの実施について  
(消費生活センター)・・・5
- 琴浦町職員の県補助金等不正請求について  
(中部総合事務所環境建築局)・・・9
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(自然共生課)・・・10

## 生活環境部

# 火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正に関するパブリックコメントの実施について

令和6年1月19日  
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）に基づき環境影響評価を実施すべき事業の規模を定めた条例施行規則について、火力発電所の規模要件に排出ガス量を追加するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを開始したので、その概要を報告する。

## 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和6年1月15日(月)から1月29日(月)まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、各総合事務所意見箱等

## 2 規則改正の趣旨

これまで環境影響評価法及び条例の対象外であった小規模火力発電所（バイオマス発電等）の設置・稼働に伴う騒音、大気汚染等を懸念する声があることから、施設設置が周辺環境への影響を十分考慮した計画となるよう、事業者にあらかじめ環境影響評価の実施を義務付けるため、条例施行規則の改正を行う。

## 3 火力発電所の規模要件改正(案)

対象地域	規模要件（改正前）	規模要件（改正後）
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m <sup>3</sup> /h 以上
特別地域 <sup>※</sup>	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m <sup>3</sup> /h 以上

※国立公園、国定公園、県立自然公園(特別地域)、県自然環境保全地域、鳥獣保護区(特別保護地区)を環境の保全に関して特に配慮すべき「特別地域」として規定

### 《要件改正の考え方》

- ・バイオマス発電所は火力発電所に該当し、環境影響評価手続きの要否が発電出力で規定されている。（発電タービンを回す蒸気を発生するボイラーからの排出ガス量は考慮されていない。）
- ・一方、ボイラーから発生する蒸気を熱供給に用いる工場では、環境影響評価手続きの要否が排出ガス量で規定されている。
- ・このため、同一規模のボイラーであっても、用途によって手続きの要否に差異が生じている。
- ・ボイラーを有する施設の設置・稼働による周辺環境への影響は用途によって異なるものではなく、取扱いの差異を解消するため、火力発電所の規模要件に工場と同等の排出ガス量を追加するもの。
  - 発電設備により同一出力でも排出ガス量が異なるため、単純に現行の出力規模（15 万 kW）と比較できないが、これまでより低出力の火力発電所（バイオマス発電所等）が対象となる見込み。

## 4 今後の予定等

- 令和6年1月10日 鳥取県環境審議会に諮問
- 1月15日～29日 パブリックコメント実施
  - 2月上旬 鳥取県環境審議会答申
  - 2月下旬 パブリックコメント結果公表・常任委員会報告
  - 3月頃 改正規則公布（周知期間2カ月(予定)）

### 【参考】環境影響評価制度の概要

大規模な開発事業の計画段階において、事業者自らがその事業による環境影響についてあらかじめ調査・予測・評価するとともにその結果を公表し、一般住民や地方公共団体等からの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度（許認可制度ではない）。

法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とし、条例においては法対象以外の事業種や法より小規模な事業も対象としている。

<参考1> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 — 幅6.5m、20km以上	— — 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	— — } 4車線、10km以上	— — } 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 変更面積100ha以上 変更面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 変更面積100ha以上 変更面積100ha以上	湛水面積75ha以上 変更面積75ha以上 変更面積75ha以上
鉄道 新幹線 在来線	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路) 新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所 水力 火力	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満 11.25万kW以上15万kW未満	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 <b>(案) 排出ガス4万m<sup>3</sup>/h以上</b>	2.25万kW以上 11.25万kW以上 <b>(案) 排出ガス3万m<sup>3</sup>/h以上</b>
地熱 原子力 風力 太陽光	出力 1万kW以上 すべて 出力 1万kW以上 出力 4万kW以上	7500kW以上1万kW未満 — 7500kW以上1万kW未満 3万kW以上	出力 1万kW以上 — 出力 1500kW以上 敷地面積 20ha以上	7500kW以上 — 1500kW以上 敷地面積 10ha以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理	-----	-----	100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築 排水 排出ガス	-----	-----	1万m <sup>3</sup> /日以上 <b>4万m<sup>3</sup>/h以上</b>	7500m <sup>3</sup> /日以上 <b>3万m<sup>3</sup>/h以上</b>
ゴルフ場又はスキー場	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	-----	-----	75ha以上(土地変更区域に限る)	50ha以上(土地変更区域に限る)
岩石等採取事業	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	-----	-----	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	-----	-----	(計算式で算定)	(計算式で算定)

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る鳥取県環境管理事業センター臨時理事会の開催結果

令和6年1月19日  
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)は、臨時理事会を開催し、平成28年11月に「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の防止、調整等に関する条例」に基づき県に提出した淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画書の内容を変更し、同条例第21条第1項の規定に基づき事業計画変更届出書を県に提出することについて、出席した理事全員の賛成で承認されたので、その概要を報告する。

## 1 センター臨時理事会の概要

- (1) 開催日 令和6年1月9日(火)
- (2) 会場 エキパル倉吉1階 多目的ホール
- (3) 事業計画の主な変更内容

変更内容	変更理由
法面用のえん堤の構造の見直し(勾配を緩め、天端幅を拡大)	えん堤の安定性を更に向上させ、より安全な施設とする。
埋立地内の一部を地盤改良	埋立地内の地盤支持力を均一にするための対策を行い、より安全性を高める。
法面部(一段目)に自己修復マットを追加	遮水機能を更に向上させて、より安全な構造とする。
浸出水調整槽の容量増大	最新の気象データ等を踏まえ、処理前の浸出水を貯留できる容量を増やし、より安全性を向上させる。
下流水路の拡幅	下流水路の流下能力を更に向上させ、より安全性を向上させる。
生活環境影響調査書の更新	H28の調査書作成時からの時間経過を踏まえ、最新データを基に更新した。評価の結果は、前回と同様、本事業による環境への影響の程度は小さい。
場内搬入路、計量棟等の場内レイアウトの変更	より効率的な施設レイアウトや車両導線とするもの。

<鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の防止、調整等に関する条例(抜粋)>  
第21条第1項

事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

### (4) 理事・監事からの主な意見等

- ・元の事業計画から、安心・安全の部分を相当強化されたという印象を受けた。引き続き、住民説明等を行うと思うが、しっかりした対応をお願いする。
- ・地震が発生した場合、本処分場の耐震性をどのように評価されているのか。  
⇒大規模地震に耐えうる構造となっている。また、東日本大震災において、同様の処分場で主要な構造物への被害が生じていないことも確認している。【センターの回答】

## 2 センターから事業計画変更届出書の県への提出

1月12日(金)に、センターは事業計画変更届出書を県(地域社会振興部)に提出された。

## 3 今後の予定

センターは、廃棄物処理法の施設設置許可申請前に、関係6自治会や営農者等に対して、事業計画の変更内容等を説明する予定。

# 鳥取県消費者教育推進計画改定(案)に係るパブリックコメントの実施について

令和6年1月19日  
消費生活センター

「鳥取県消費者教育推進計画」を改定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施するので、その概要を報告する。

## 【鳥取県消費者教育推進計画について】

「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づき、都道府県における消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための計画（現行の計画は平成31年3月に改定し、計画期間は令和元年度から5年度までの5年間）

### 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和6年1月19日（金）から2月9日（金）まで
- (2) 応募方法：電子メール、郵送、ファクシミリ又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

### 2 計画改定案の概要

高齢化の進行、成年年齢の引下げ、孤独・孤立の顕在化や、デジタル化の進展、特殊詐欺被害の拡大、SDGsの達成に向けた気運の高まりなど消費者をとりまく環境の変化、さらに本年度実施した県民意識調査や教育機関の消費者教育実態調査の結果を踏まえ、今後、取り組むべき消費者教育の内容を整理した。

#### (1) 計画期間

令和6年度から令和12年度末までの7年間（令和5年3月に変更された国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の期間に準じて現計画の5年間で7年間に改定）

#### (2) 本計画において重点的に取り組むべき内容

- ア 家庭・職域・地域における消費者教育に対する支援
- イ 要配慮者の消費者トラブルの未然防止に向けた地域の見守り活動の支援
- ウ デジタル化に対応した消費者教育の推進
- エ 思いやり消費（エシカル消費）の実践に向けた消費者教育の推進

#### (3) 取組の方向性

- ア ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育の推進（強化）
  - ・学校、地域、家庭、職域等の様々な場を活用し、ライフステージに応じた消費者教育を推進する。
- イ 消費生活上の配慮を特に要する者の消費者トラブルの未然防止（強化）
  - ・高齢者や障がい者等を地域で支えトラブル防止を図る仕組みを構築し、地域の見守り活動を支援する。
- ウ デジタル化に対応した消費者教育の推進（新規）
  - ・ウェブ・SNS関連のトラブル防止のために、デジタル化に対応した消費者教育を重点的に実施する。

#### (4) 具体的な取組

「様々な場における消費者教育の推進」、「消費者教育の担い手の育成・支援」、「消費者教育を推進する関係機関との連携」の3つを柱とする具体的な取組を展開する。

##### (取組例)

- |                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| ○成年年齢引下げに対応した高校等での弁護士出前授業       | ○ [新] 教員向け消費者教育研修の実施   |
| ○とっとり消費者大学の開催（公開講座・講師派遣・新聞）     | ○ [新] 職域（従業員）向け啓発講座の開催 |
| ○ [新] 相談窓口・消費者ホットライン188の啓発      | ○消費者見守りネットワーク協議会の運営    |
| ○社会福祉関係機関における啓発講座の開催            | ○ [新] 高齢者等へのスマホ講座      |
| ○思いやり消費推進宣言の推進と事業者の取組支援         | ○ [新] カスタマーハラスメント防止の啓発 |
| ○ [新] インターネット・SNS関連消費者トラブル教育の実施 |                        |

### 3 今後の予定

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 令和6年2月下旬 | パブリックコメントへ結果の公表、常任委員会報告 |
| 3月上旬     | 県消費者教育推進地域協議会での意見聴取     |
| 3月下旬     | 改定計画の策定・公表              |

消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者の多様化

○高齢者

県民の約3人に1人は高齢者であり、高齢化率は今後も上昇する見込み。健康不安や経済的不安、加齢に伴う認知機能の低下、情報格差などの要因により**消費者トラブルにあいやすくなる**。

○障がい者

知的・精神障がい者数は増加傾向。障がい者の消費者トラブルは、**障がいのない人と比べて顕在化しにくい**という特徴がある。

○若年者

成年年齢引下げにより18・19歳は親の同意なく契約締結できることとなり、**消費者トラブルの増加が懸念されている**。

○孤独感を抱える者・社会的孤立の状態にある者

消費者トラブルにあった際に誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまい、**トラブルの深刻化を招く**ことが懸念されている。

○外国人

文化や言語の違いなどにより、**消費者トラブルにあいやすい傾向にある**と考えられる。

2 社会情勢の変化

○デジタル化の進展

デジタル取引の増加や新しいデジタル技術・サービスの出現が**これまでにない消費者トラブルにつながる可能性**がある。

○持続可能な社会の実現に向けた動き

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、消費者の**思いやり消費(エシカル消費)**などを促す必要がある。

○特殊詐欺被害

特殊詐欺は全国的に大きな社会問題となっており、県内でも令和5年は**総認知件数・総被害額ともに過去最高**を更新。

3 県内の消費生活相談の状況

- ・令和4年度の県内の消費生活相談件数は4,823件。平成27年度から令和4年度にかけて漸減傾向で推移。
- ・若年層からの相談件数の割合は、平成30年度以降、増加傾向(令和4年度:11.0%)。
- ・高齢層からの相談件数の割合は、平成27年度から令和4年度にかけて40%台で推移。
- ・ネット・SNSによる商品取引やサービスの利用拡大に伴い、**ネット通販・SNSに関連する相談件数が大幅に増加**。

4 見守り体制

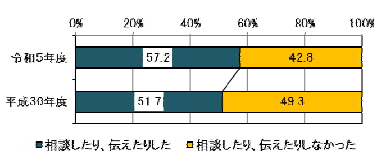
- ・高齢者や障がい者などの消費者トラブルを防止するために、地方公共団体と関係機関が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会(通称「見守りネットワーク」)は、県内6市町が設置済(令和5年10月末時点)。
- ・地域活動を通して消費者への啓発を行う地域消費生活サポーターとして219名が認定を受けている(令和4年度末時点)。

消費生活に関する県民意識調査の結果・課題

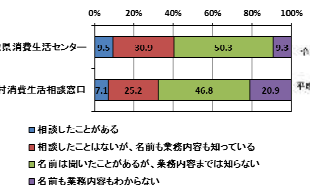
県民を対象に消費生活に関する意識を把握し、消費者教育の方向性の検討をするため、意識調査を実施。

- 1 自分や家族が消費者被害にあっても(又はあいそうになっても)「誰にも相談しなかった」と回答した割合が4割超、消費生活相談窓口の認知度が県は4割、市町村は3割、消費者ホットライン188の認知度は2割にそれぞれとどまる。  
→ **相談窓口や消費者ホットライン188の周知を強化して、自分や周囲の人が消費者トラブルにあった際には適切な相談窓口につなげられるようにする**必要がある。
- 2 消費者問題への関心があると回答した割合は約6割で、関心を持ったきっかけは、テレビ・新聞等のメディア情報が8割超。消費者講座への参加経験があると回答した割合は1割に満たず、消費者問題に関心を持ったきっかけとしても低い。参加しない理由として「日程が合わない」、「忙しくて時間がない」という割合が高い。  
→ **県民の年齢層等に応じたメディアを活用した効果的な啓発活動(若年層:ネット・SNS、高齢層:新聞等)が必要**。オンライン講座等、**参加方法の選択肢を増やすとともに、周知方法を工夫する**必要がある。
- 3 判断力の低下した高齢者や障がい者等の要配慮者を消費者被害から守るためには、家族や近隣同士で日頃から話題にするよう働きかけるほか、**地域住民や行政機関、関係団体が連携して要配慮者を見守り、注意を呼び掛ける仕組みの構築**が必要。
- 4 思いやり消費(エシカル消費)という言葉の認知度は低いが、地産地消など思いやり消費に当たる行動の実行者は約7割。  
→ **思いやり消費の理念と具体的な行動についての継続的な普及啓発**が必要。

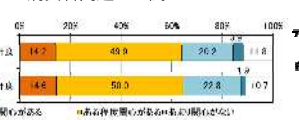
▼消費者被害にあった際の相談の有無



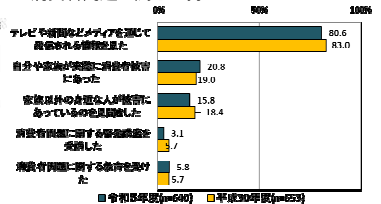
▼消費生活相談窓口の認知度(R5年度)



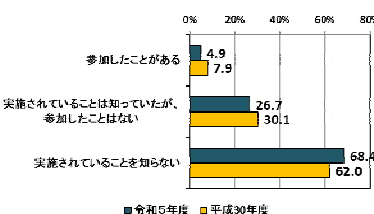
▼消費者問題への関心



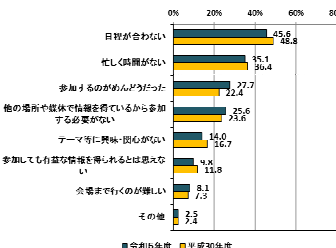
▼消費者問題に関心を持ったきっかけ



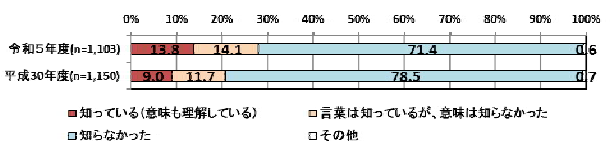
▼消費者講座への参加経験



▼消費者講座への参加未経験の理由



▼思いやり消費(エシカル消費)の認知度



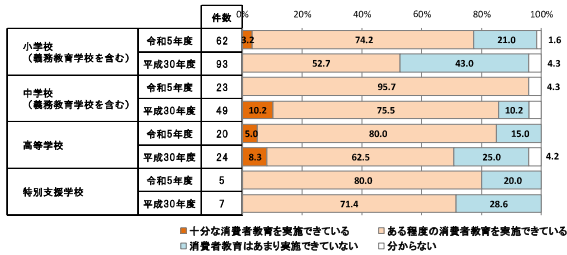
調査対象:18歳以上の県内在住者3,000名を住民基本台帳から無作為抽出  
調査時期:令和5年6月15日から7月14日まで  
有効回答数:1,122名(回収率:37.4%)

# 消費者教育に関する教育機関への実態調査の結果・課題

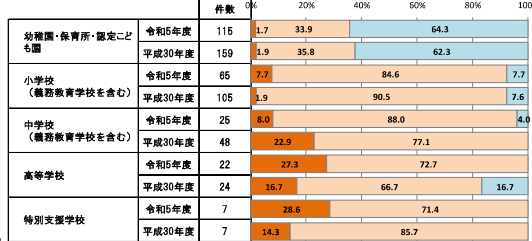
県内教育機関を対象に消費者教育の実施状況を把握し、今後の施策に反映させるため、実態調査を実施した。

- 消費者教育の実施状況と成果に対する認識について、幼稚園等から小・中・高等学校、特別支援学校のすべての教育機関の種類において前回調査よりも増加。→ 教育機関における消費者教育が**一定の成果を上げている**と考えられる。
- 「消費生活相談窓口で消費者教育に関する相談ができることを知っているが、相談をしたことはない」と回答した割合が最も高く、外部講師による消費者教育の実施状況についても高等学校以外では前回調査よりも減少。  
→ 教育機関に対して**消費生活相談窓口の機能及び外部講師が活用できることの周知の強化**が必要。
- 消費者教育を実施するに当たっての課題は、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」、「他の優先課題があり取り組めない」といった回答が多い。消費者教育の推進に今後必要なこととして、「教材の作成・配布」や「実践事例の紹介」、「教員に対する研修」、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」、「講師派遣制度の充実」といった回答の割合が高い。  
→ **教員の指導力向上を目的とした研修の実施や、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供**などに取り組むことが必要。

▼消費者教育の実施状況に対する認識

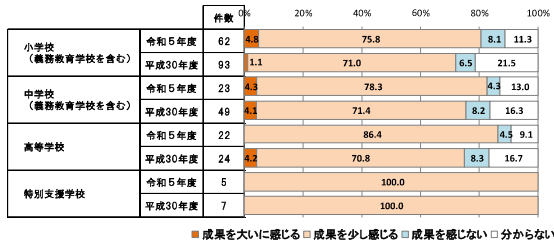


▼消費者教育に関する県や市町村の相談窓口の認知度と活用状況



■ 調査対象:幼稚園等(201)、小学校(114)、中学校(54)、高等学校(32)、特別支援学校(10)※小学校・中学校には義務教育学校を含む ※括弧内は調査対象数  
■ 調査期間:令和5年6月15日から7月14日まで  
■ 回収率:幼稚園等58.2%(117)、小学校56.1%(64)、中学校42.6%(23)、義務教育学校50.0%(3)、高等学校75.0%(24)、特別支援学校70.0%(7) ※括弧内は有効回答数

▼消費者教育の成果に対する認識



▼消費者教育の実施に当たっての課題(上位4つ)

令和5年	幼稚園等(n=117件)	小学校(義務教育学校を含む)(n=66件)	中学校(義務教育学校を含む)(n=25件)	高等学校(n=22件)	特別支援学校(n=6件)				
教員のスキルアップを図る研修等の機会が不足している。	38.5	他の優先課題があり取り組めない。	51.5	活用できる教材が少ない。	32.0	他の優先課題があり取り組めない。	31.8	活用できる教材が少ない。	50.0
どのような取組をすればいいのかわからない。	31.6	活用できる教材が少ない。	31.8	特になし。	32.0	その他	27.3	指導者や講師となる人材の情報が得られない。	33.3
他の優先課題があり取り組めない。	28.2	指導者や講師となる人材の情報が得られない。	24.2	指導者や講師となる人材の情報が得られない。	20.0	教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。	22.7	教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。	33.3
活用できる教材が少ない。	27.4	どのような授業をすればいいのかわからない。	22.7	教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。	20.0	どのような授業をすればいいのかわからない。	18.2	他の優先課題があり取り組めない。	33.3

## 本計画において重点的に取り組むべき内容

### 現状

- 消費者の多様化(高齢化の進行、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等)
- 社会情勢の変化(デジタル化の進展、SDGsの達成に向けた動き、特殊詐欺被害の拡大)
- 消費生活相談件数の漸減傾向、ネット通販・SNS関連の相談件数の増加
- 市町村における消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置(6市町設置済(R5.10時点))

### 課題

- 消費生活相談窓口、消費者ホットライン188の認知度向上
- 消費者講座への参加促進、周知方法の工夫
- 要配慮者を消費者被害から守るために地域住民と関係機関が連携した仕組みづくりとその活用促進
- 消費者教育に関する教員の指導力向上を図る機会の提供、外部講師・優良教材等の情報提供

### 本計画において重点的に取り組むべき内容

#### 1 家庭・職域・地域における消費者教育に対する支援

職域・地域で開催される啓発講座への講師派遣、消費生活に役立つ情報・資料・教材の提供 など

#### 2 要配慮者の消費者トラブルの未然防止に向けた地域の見守り活動の支援

見守りネットワークを活用した関係機関の連携促進、地域消費生活サポーターの養成・活動支援 など

#### 3 デジタル化に対応した消費者教育の推進

ネット・SNS関連のトラブルの未然防止に向けた啓発講座の開催、デジタル機器・サービスに不慣れな方に対する支援 など

#### 4 思いやり消費(エシカル消費)の実践に向けた消費者教育の推進

優れた指導事例・教材情報の提供、思いやり消費の推進に取り組む事業者等に対する支援 など



# 本計画における消費者教育推進に向けた取組

## 取組の方向性

- 1 **ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育の推進**  
→ 学校、地域、家庭、職域等の様々な場を活用し、県民のライフステージに応じた消費者教育を推進。
- 2 **消費生活上の配慮を特に要する者の消費者トラブルの未然防止**  
→ 高齢者や障がい者等を消費者トラブルから守るために、地域の見守り活動を支援。
- 3 **デジタル化に対応した消費者教育の推進** (令和6年改定計画からの新規項目)  
→ ネット・SNS関連の消費者トラブル未然防止のため、デジタル化に対応した消費者教育に重点的に実施。

## 具体的な取組例

○高等学校等の弁護士出前授業(新・R3～)  
県弁護士会と連携し、成年間近の高校2年生に向けた弁護士による出前授業を実施。



○教員向け消費者教育研修(新・R6～予定)  
文科省消費者教育アドバイザー派遣制度を活用し、外部の消費者教育の専門家による教職員への研修を実施し、指導力の向上を図る。

○とっとり消費者大学(公開講座、啓発講座、くらしの経済・法律講座 新聞紙面講座)

県民・学生向けの講座開催や地域団体等が主催する啓発講座への講師派遣、新聞紙面の啓発記事による啓発活動を実施。



○職域における従業員向け啓発講座の開催(新)  
公正な事業活動の促進に向けた従業員への啓発活動を強化。

○相談窓口・消費者ホットライン188の啓発(新・R6～予定)  
デジタルサイネージ・動画広告、新聞紙面講座等を活用し、消費生活相談窓口の役割や相談方法等の情報発信を強化。

○県消費者見守りネットワーク協議会(H31～)  
市町村の消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置促進に向けた支援や関係機関の取組に係る情報共有等を実施。

○社会福祉関係機関における啓発講座の開催  
地域包括支援センター、障がい者就業・生活支援センター等において、職員への啓発講座を開催し、消費者トラブルの情報を適切な相談窓口につなげるための取組を実施。

○消費者トラブル未然防止のためのスマホ講座(新・R4～)  
スマホの操作が不慣れな方に向けて、基本的な操作方法とネット関連トラブルの未然防止に係る内容をセットで啓発する講座を各地域の公民館等で開催。



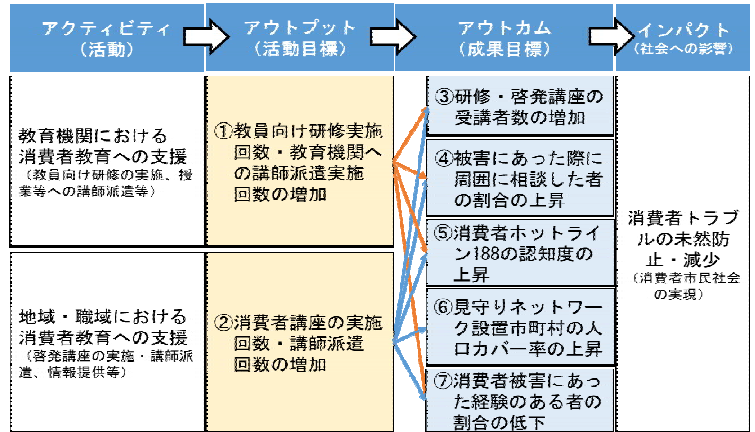
○とっとり思いやり消費推進宣言の普及(新・R4～)  
事業者が思いやり消費(エシカル消費)の推進に取り組む意志等を宣言・公表し、それを県に登録。事業者が実施する思いやり消費の普及に資する取組に対し、補助を行う。

## 本計画の成果・達成度の検証

○消費者教育の取組について、その達成度を検証し、消費者教育を計画的に推進するため、アウトプット(活動目標)指標とアウトカム(成果目標)指標を整理し、KPI(重要業績評価指数)を設定。

○毎年度、計画の進行管理や成果の検証を行うとともに、計画の4年目に当たる令和9年度には目標値がどの程度達成されているかを検証する中間評価を新たに実施。

○県消費者教育推進地域協議会における中間評価の検証を踏まえ、消費者教育のさらなる推進に向け、必要に応じて本計画の見直しを検討。



アウトプット指標 (活動指標)	令和4年度	令和9年度	令和12年度
①教員向け研修実施回数・教育機関への外部講師派遣実施回数の増加			
教員向け研修	0回	2回	3回
外部講師派遣回数	21回	24回	27回
②消費者講座の実施回数・講師派遣回数の増加			
消費者大学公開講座	6回	9回	12回
くらしの経済・法律講座	58回	58回	58回
啓発講座への講師派遣	4回	20回	30回
スマホ講座等のデジタル化に対応した講座への講師派遣	26回	35回	40回

アウトカム指標 (成果指標)	令和4年度	令和9年度	令和12年度
③研修・啓発講座の受講者数			
教員向け研修	0名	20名	30名
外部講師活用授業	1,075名	1,200名	1,350名
消費者大学公開講座	89名	360名	480名
くらしの経済・法律講座	390名	450名	500名
啓発講座	53名	400名	600名
スマホ講座等のデジタル化に対応した講座	291名	350名	400名
④消費者被害にあった際に周囲に相談した者の割合	55.9%	65%以上	75%以上
⑤消費者ホットライン188の認知度	21.7%	35%以上	50%以上
⑥見守りネットワーク設置市町村数(県総人口に占めるカバー率)	5市町(14.9%)	19市町村(100%)	19市町村(100%)
⑦消費者被害にあった経験があると回答した割合	11.8%	10%以下	8%以下



## 琴浦町職員の県補助金等不正請求について

令和6年1月19日  
交流推進課  
中部総合事務所環境建築局

県が琴浦町に交付している補助金等について、同町職員（12月19日付けで懲戒免職）により不適正処理が行われ、県に不正請求された事案が発生したので報告します。

県は、琴浦町及び任意団体に全額返還（加算金を含む。）を求めており、町側も返還に応じる意向です。

これらの補助金等については、これまでは実績報告に対し書面検査を行っていましたが、今後は定期的な実地検査により支出証拠書類等の原本確認を行うなど検査体制を強化します。

### 1 日韓友好資料館企画運営委員会負担金

- (1) 補助金の概要：琴浦町と県等で構成する任意団体（会長：琴浦町長、事務局：琴浦町）に町1/2、県1/2で負担金を交付する。
- (2) 不正請求額：102,050円（R3分：71,250円、R4分：30,800円）
- (3) 不正請求の手口：R3年度：パンフレット等作成（71,250円）及びR4年度：パネル展示等作成（30,800円）は実施されておらず、通帳、請求書、領収書等を偽造し、県へ虚偽の交付申請書及び実績報告書等を提出の上、負担金を横領した。
- (4) 県の対応：1月9日、町から顛末書が提出され、県補助金等交付規則に定める交付決定の取消事由（規則に違反したとき）に該当することから、当該負担金について、交付決定の全部を取り消し、加算金（26,536円）を加えた合計128,586円を2月22日までに返還するよう請求を行う。

### 2 鳥取県国立公園清掃等活動費補助金

- (1) 補助金の概要：国立公園協会琴浦支部（支部長：琴浦町長、事務局：琴浦町）に町1/2、県1/4で補助金を交付し、国は1/4の額で請負契約を締結する。
- (2) 不正請求額：278,500円（R2分：150,000円、R3分：128,500円）
- (3) 不正請求の手口：
  - ・R2年度：架空の消耗品費等を計上するとともに、作業員賃金を水増しして報告した。作業員賃金の一部は未払いで横領した。
  - ・R3年度：作業員賃金を水増しして実績報告し、作業員賃金相当額の全額を横領した。
- (4) 県の対応：1月9日、町から顛末書が提出され、県補助金等交付規則に定める交付決定の取消事由（規則に違反したとき）に該当することから、両補助金について、交付決定の全部を取り消し、加算金（101,994円）を加えた合計380,494円を2月22日までに返還するよう請求を行う。

### 3 中国自然歩道管理委託業務

- (1) 委託の概要：中国自然歩道（一向平～大山町との境界）の点検管理を県から町に委託する。
- (2) 不正請求額：273,000円（R4分）
- (3) 不正請求の手口：
  - ・未執行である作業員賃金（243,000円）を執行済みとして、県へ虚偽の実績報告書を提出した。（元職員は町の会計から支払われたかのように偽装し、195,750円を自腹で支払い）
  - ・消耗品費30,000円は執行されていたが、消耗品の全ては作業員に支給されておらず、適正な支出とは認められない。
- (4) 県の対応：1月9日、町から顛末書及び実績報告の訂正（実支出額0円）が提出されたことから、委託料の確定額を0円に修正し、委託料全額を2月22日までに返還するよう請求を行う。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和6年1月19日  
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
自然共生社会局 自然共生課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修工事(2工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社 特研工業 代表取締役 鋪倉 健	(当初契約額) 182,380,000 円	令和5年3月13日 ～令和5年12月8日	(当初契約年月日) 令和5年3月10日	
				(変更なし)	(変更後工期) 令和5年3月13日 ～令和5年12月25日	(第1回変更契約年月日) 令和5年11月29日	令和5年11月13日の積雪により作業が遅延したため。
				(第2回変更後契約額) 208,330,100 円 (変更額) 25,950,100 円	(変更なし)	(第2回変更契約年月日) 令和5年12月21日	天候不良によるヘリコプターの待機日数および輸送日数の増等のため。